

愛西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この訓令は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し必要な事項を定め、本市で開催される各種行事（以下「イベント」という。）に参加する者の迅速な救命活動に備えるとともに、安全の確保を図ることを目的とする。

（貸出機器）

第2条 貸出しを行うAEDは、愛西市消防署（以下「消防署」という。）に配備した2台とする。

（貸出対象団体）

第3条 AEDの貸出し対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するイベントを主催する団体とする。

- (1) 市内で開催されるスポーツ競技、式典、祭典、講習会等
- (2) その他消防長が必要と認める行事

（貸出条件）

第4条 AEDの貸出しは、原則として医療従事者又はAEDの取扱いに必要な講習（救命講習等）を受講済みの者が、イベントの開催期間を通して会場に配置されていることを条件とする。

（貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則としてイベント開催日の1週間前の日までに、前条の条件を満たした修了証等の写しを添付して、「愛西市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書」（様式第1号）を消防長に提出しなければならない。

（貸出決定）

第6条 消防長は、前条の申請があったときは、「愛西市自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

2 前項により貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、承認通知書に記載された留意事項を遵守するとともに、消防署において借受けるものとする。

（貸出期間及び台数）

第7条 AEDの貸出期間は、原則イベント期間とし、貸出台数は1つのイベントにつき1台とする。ただし、消防長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

(貸出期間中の管理)

第8条 借受者は、AEDを常に良好な状態で管理するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDは取扱説明書により適切に使用すること。
- (2) AEDを目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを処分、転貸し又は譲渡しないこと。

(返却)

第9条 借受者は、返却予定日までに消防署へ来署し、愛西市自動体外式除細動器(AED)返却確認書(様式第3号)により、点検・確認を受けた後、返却するものとする。

2 借受者は、AEDを使用した場合には、愛西市自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第4号)を、返却時に提出するものとする。

(経費負担)

第10条 AEDの貸出しは無料とし、AEDを傷病者に対して使用した際における電極パッド等の消耗品に係る経費は、市が負担する。

(損害賠償等)

第11条 貸出期間中にAEDに起因する事故は、市の責に帰する事由を除き、借受者がその責任を負わなければならない。

2 破損及び盗難等については、愛西市自動体外式除細動器(AED)破損等報告書(様式第5号)を提出するとともに、原状回復又は相当と認める金額を賠償しなければならない。ただし、消防長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。